

2020.2

消費生活センター「消費者相談」 / Consumer

新聞の購読契約などの先付け契約は慎重に

【事例】

新聞販売店からはがきが届き、来月1日から新聞を配達すると書いてあった。自分は契約した覚えがなく、販売店に電話したら5年前の契約書のコピーを持参し、景品も渡したと言われた。サインは確かに自分の字のようだが、景品のことも覚えていない。最近は、インターネットで情報が入るので新聞は必要ない。止められないか。

【アドバイス】

新聞の先付け契約とは、配達が契約日より数年先になる契約です。配達が始まる頃には「忘れた、ダブった」と事例のようなトラブルになる場合があります。「契約」は勝手に止められず、解約には販売店の合意

が必要です。販売店と解約条件などを話し合って解決しなければいけません。将来の状況

は誰にも予測できないので、先付け契約はくれぐれも慎重にしてください。



訪問販売で契約した場合は、契約書受け取り後8日間はクーリング・オフできます。契約書は裏面までよく読み、きちんと保管しておきましょう。

【問】柳川・みやま消費生活センター（市役所大和庁舎1階商工・ブランド振興課内、平日の9:00～16:30、☎ 76・1004）

2020.3

消費生活センター「消費者相談」 / Consumer

通信販売は注文の前に条件をしっかり確認しましょう

【事例】

インターネット通販でダイエットサプリを500円で購入した。注文していないのに2週間後にまた商品が届いたので返品しようとしたが断られた。

【アドバイス】

事例のように「一度だけのつもりで購入したが、実は定期購入だった」という相談が多く寄せられています。通信販売はクーリング・オフできず、原則として事業者が指定した契約条件、返品条件に従わなければなりません。注文の前にしっかり確認しましょう。

未成年者が親に内緒で注文した場合などは、返品できる可能性があります。あきらめずに消費生活センターに相談してください。

【問】柳川・みやま消費生活センター（市役所大和庁舎1階商工・ブランド振興課内、平日の9:00～16:30、☎ 76・1004）



「〇〇コース」や「初回」などと表示されている場合は、定期コースの可能性が高い

表示の金額で購入できる条件を確認する

必ず一番下までスクロールして、「特商法上の表記」欄の社名や電話番号などの会社情報、返品の条件などを確認する